

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（案）の概要

1. 趣旨

- 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号。以下「派遣元指針」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第24条の3並びに第3章第1節及び第2節の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。また、労働者派遣法第24条の3の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の遵守等についても定めたものである。
- 今般、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「整備法」という。）第5条により、労働者派遣法に、派遣労働者と通常の労働者との間の不合理な待遇の禁止等に係る規定等が追加されるとともに、派遣元事業主に、派遣労働者と比較対象労働者（労働者派遣法第26条第8項に規定する比較対象労働者をいう。以下同じ。）との間の待遇の相違の内容及び理由等に係る説明義務が課されること等とされたことを踏まえ、派遣元指針の一部を改正する。

2. 改正の内容

- 派遣元事業主が、その雇用する協定対象派遣労働者（労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者をいう。以下同じ。）に対して行う安全管理に関する措置及び給付のうち、当該協定対象派遣労働者の職務の内容（労働者派遣法第26条第8項に規定する職務の内容をいう。以下同じ。）に密接に関連するものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理と認められる相違等が生じないようにすることが望ましい旨を定める。
- 労働者派遣法第31条の2第4項の規定に基づき、派遣元事業主は、派遣労働者に対して、当該派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由等について説明を行わなければならないこととなるが、派遣元事業主は、派遣労働者に対して当該説明を行うに当たっては、次の事項に留意することとする旨を定める。
 - (1) 派遣労働者（協定対象派遣労働者を除く。）に対する説明の内容
 - － 労働者派遣法第26条第7項等の規定により提供を受けた情報（以下「待遇等に関する情報」という。）に基づき、派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について説明すること
 - － 派遣労働者と比較対象労働者との間の待遇の相違の内容として、①派遣労働者及び比較対象労働者の待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項の相違の有無及び②派遣労働者及び比較対象労働者の待遇の個別具体的な内容又は待遇の実施基準を説明すること
 - － 派遣労働者及び比較対象労働者の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして適切と認められるものに基づき、待遇の相違の理由を説明すること

- (2) 協定対象派遣労働者に対する説明の内容
 - 一 協定対象派遣労働者の賃金が労働者派遣法第30条の4第1項第2号及び第3号に関する同項の協定（以下「協定」という。）の定めに基づき決定されていることを説明すること
 - 一 協定対象派遣労働者の待遇（賃金等を除く。）が労働者派遣法第30条の4第1項第4号に関する協定の定めに基づき決定されていること等を説明すること
- (3) 派遣労働者が説明の内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とすること
- (4) 派遣元事業主は、派遣労働者から求めがない場合でも、比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに労働者派遣法第30条の3から第30条の6までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいこと

○ 待遇等に関する情報の取扱いについて、その保管又は使用は派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保等の目的の範囲に限られること及び当該情報は労働者派遣法第24条の4の規定による秘密保持義務の対象となる旨を定める。

○ 派遣元事業主は、派遣労働者及び派遣先による派遣元事業主の適切な選択等に資するよう、労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結しているか否かの別並びに当該協定の対象となる派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期について、常時インターネットにより情報提供することを原則とする旨を定める。

○ このほか、整備法の一部の施行に伴い、所要の改正を行う。

3. 根拠条文

労働者派遣法第47条の11

4. 適用期日等

告示日 平成30年12月下旬（予定）

適用期日 平成32年4月1日（予定）